**令和７年度　府中市**

**防犯灯電灯料補助事業**



令和７年度府中市防犯灯電灯料補助事業実施要項

１　補助事業制度の概要

町内会などの住民自治組織が設置し、維持管理する防犯灯の電気料金の一部を補助することにより、エネルギー等物価高騰の影響による町内会の負担軽減を図るとともに、公助と共助の負担あり方を一部見直し、町内会加入者のみが負担し、未加入者は負担しないという負担感の緩和を図ります。

また、電灯料の補助によって軽減された経費の一部を、新たな防犯灯の設置に活用していただくことにより、街灯や防犯灯が少なく府中市の夜は暗いと評されるイメージの払拭に官民協働で努めるものです。

なお、社会情勢の変化に対応し、より一層効果のある制度とするため、補助金額の算定基準等必要な事項については、定期的に見直すこととします。

２．補助対象となる防犯灯

町内会などの住民自治組織が設置・維持管理し、電気料金を支払っている防犯灯(第１号防犯灯)が対象です。

ただし、班や組単位、その他団体で防犯灯を設置・維持管理しているなど、町内会が関与していない防犯灯(第２号防犯灯)については、一般公衆の利便に供されていることを、町内会長さんを通して申告・申請していただくことで、補助対象とします。

３．補助金の額

　　町内会設置の防犯灯の電灯料の１／４の額を補助します。ただし、予算の関係上

１／４の額とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

４．申請方法など

【一括前払の場合】

⑴　申請方法：一括前払分の電気料金領収書と内訳書のコピーが整い次第、書類を提出してください。最終提出期限は１１月末です。

⑵　提出先：地域づくり課又は上下支所地域づくり係

⑶　支払い時期：２月下旬ごろ

⑷　補助率：一括前払分の電気料金×２５％(１００円未満は切り捨て)

【各月払の場合】

⑴　申請方法：９月分の電気料金領収書と内訳書のコピーが整い次第、書類を提出してください。最終提出期限は１１月末です。

⑵　提出先：地域づくり課又は上下支所地域づくり係

⑶　支払い時期：２月下旬ごろ

⑷　補助率：９月分の電気料金×１２か月×２５％(１００円未満は切り捨て)

　　　　　　　　(推定の年間電気料)

　　領収書や内訳書の枚数が大量の場合、関係書類一式を地域づくり課へご持参ください。必要に応じてコピーは市役所で行います。

　　なお、班や組単位で防犯灯を設置・維持管理している第２号防犯灯も、上記に準じて申請してください。

防犯灯設置費補助(１万円／灯)もご活用ください

　防犯灯電灯料補助事業の創設に伴い、防犯灯設置費補助の枠も従来に比べて増やしていますので、この制度も積極的に活用していただき「街灯や防犯灯が少なく府中市の夜は暗い」と評されるイメージの払拭にご協力ください。

なお、各町内会年１灯の補助を原則としていますが、１２月下旬に予算残がある場合は２灯目を、更に２月末に予算残がある場合は３灯目を補助する場合がありますので、詳しくは地域づくり課までご相談ください。

問い合わせ先

**府中市地域づくり課地域活力創生係**

**〒726-8601　府中市府川町315番地　TEL(0847)44-9155　FAX(0847)46-3450**

**E-Mail chiikisinko@city.fuchu.hiroshima.jp**

別記様式（第６条関係）

年　　月　　日

府中市防犯灯電灯料補助金交付申請書

府中市長　様

　　　　　　　　　　　　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　団体名称

代表者氏名

令和７年度府中市防犯灯電灯料補助事業について、補助金の交付を受けたいので、府中市防犯灯電灯料補助金交付要綱第６条の規定により次のとおり書類を添付して申請します。

１　交付申請額(A)=(B)×1／4　　　　　　　　　　　円

２　補助対象経費(B)=(C)+(D)　　　　　　　　　　　　　　　円

一括払分(C)　　　　　　　　　　　円

　　　　　各月払分　９月分×１２(D)　　　　　　　　　　　円

※班や組単位、その他団体で防犯灯を設置・維持管理しているなど、町内会が関与していない防犯灯(第２号防犯灯)については、一般公衆の利便に供されている防犯灯に相違ありません。

３　添付書類

・一括前払の場合…一括前払分の電気料金領収書と内訳書のコピー

・各月払の場合……９月分の電気料金領収書と内訳書のコピー